

令和6年5月24日
国土政策局特別地域振興官

新たな奄美群島振興開発基本方針を策定 ～奄美群島のさらなる振興開発に向けて～

国土交通省は、令和6年5月24日に、奄美群島の振興開発を図るため、新たな奄美群島振興開発基本方針を関係省庁と協力して策定しました。

1. 経緯

- 令和6年4月に、奄美群島振興開発特別措置法の有効期限を令和5年度末から同10年度末へと5年間延長する法律が施行されました。
- このため、主務大臣※は、奄美群島振興開発審議会での審議や関係行政機関の長との協議を経て、令和6年度を初年度として5ヶ年を目途とする新たな奄美群島振興開発基本方針を策定しました。
※ 国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣の7大臣
- なお、今後、振興開発の施策を具体化するため、新たな基本方針に基づき、鹿児島県において奄美群島振興開発計画を定めることとされています。

2. 基本方針のポイント

- 今般の法改正を踏まえ、振興開発の柱に「移住・定住の促進」を位置づけ、空き家の活用等による移住者向けの住宅確保等に取り組むことや、各分野において「沖縄との連携」をさらに促進する旨を記載しました。
- また、これまでの基本方針と比べて、デジタル技術の活用、防災機能の強化、教育及び文化の振興等の記載を充実させるとともに、引き続き、生活環境の整備、産業の振興、交通の確保や自然環境の保全・再生等に取り組む旨を記載しました。

3. 添付資料

- 資料1：奄美群島振興開発基本方針（概要）
- 資料2：奄美群島振興開発基本方針（本文）

【参考】関連資料

奄美群島振興開発基本方針及び奄美群島振興開発審議会については、以下のホームページにて掲載しています。

（基本方針）https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chitok/crd_amaoga_tk_000003.html

（審議会）https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s501_amami01.html

【問合せ先】

国土政策局特別地域振興官付 伊藤・友原・城・佐藤
電話：03-5253-8111（内線29-722）、03-5253-8423（直通）